

委託業務契約について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので公告します。

令和8年5月11日

奈良県工業振興センター所長

1 業務概要

- (1) 業務名 奈良県知的財産戦略推進事業業務委託
- (2) 業務内容 別紙「奈良県知的財産戦略推進事業業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期限 令和9年3月15日まで
- (4) 委託上限額 2,640,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による奈良県競争入札参加資格者名簿において、営業種目「Q5 広告・イベント業務」の登録がある者であること。（ただし、企画提案書提出時点において登録が認められていれば可とする。）

3 担当部局

〒630-8031 奈良市柏木町129-1
奈良県工業振興センター 研究総務室
電話番号 0742-33-0817

4 手続き等

- (1) 業務説明書等の交付
業務説明書及び仕様書等は、公告開始日から令和8年6月2日までの間、奈良県工業振興センターホームページにて交付する。
- (2) 参加申込書及び企画提案書作成に関する質問の受付
質問がある場合は、令和8年5月19日までに質問受付フォームより提出すること
- (3) 参加申込書の提出
令和8年5月27日までに「3 担当部局」あてに必要な書類を持参または郵送により提出すること。
- (4) 企画提案書の提出
令和8年6月2日までに「3 担当部局」あてに必要な書類を持参または郵送により提出すること。
- (5) ヒアリング
企画提案書についてのヒアリングを実施する。詳細については、企画提案書の提出者に対して個別に通知する。

5 特定基準等

- (1) 企画提案書提出者の選定
提案者が5者以上となった場合は、提出があった参加申込書をもとに、評価基準のうち「業

務実績」について上位5者を選定する第一次審査を実施し、選定委員会へ諮る案件を絞り込むことがある。

(2) 受託者の特定

評価基準に基づき、選定委員会により審査し、最も評価の高い最優秀提案者を受託者として特定する。

(3) 失格事由

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 「2 参加資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- ② 複数の企画提案書等を提出したとき。
- ③ 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤ 提出書類の提出期限を過ぎたとき。
- ⑥ 委託上限額を超える見積書が提出されたとき。
- ⑦ そのほか不正な行為があったとき。

6 その他

(1) 評価結果が一定基準を満たさない場合の取扱

選定審査会による評価結果が一定基準に満たない場合は受託者として特定しない。

(2) 提案者が2者に達しない場合の取扱

「2 参加資格」に掲げる参加資格の要件を満たしていれば審議を継続することとし、審査会により提案者の企画提案書等を基に総合的に判断することとする。ただし、受託者と特定するためには、評価結果が一定基準を満たし、かつ、審査会の合議により認められることを必要とし、これを満たさない場合は特定しない。

(3) 詳細は、業務説明書による。